

令和8年2月5日
子ども・若者部
教育委員会事務局

「(仮称) いじめ防止等対策推進条例検討委員会」の設置について

1 主旨

複雑化するいじめ重大事態案件への対応として、安心・安全な環境づくりや再発防止とともに、重大事態調査をより円滑に、かつ公平・公正に実施する体制を強化するため、令和7年9月の文教常任委員会及び子ども・若者施策推進特別委員会で報告したところである。それに基づき「いじめ問題対策専門委員会」において検討を進めていたが、議会より、いじめへの対応について、単なる事実認定にとどまらず、より包括的な視点からの対応が必要であるとのご指摘を受けた。これも踏まえ、検討を進めた結果、学校・教育委員会・区長部局が一体となって、区としていじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための条例を令和9年4月に施行することを目指し、新たに「いじめ問題対策専門委員会」委員に有識者等を加えた「(仮称) いじめ防止等対策推進条例検討委員会」(以下「委員会」という)を設置し、議論を開始する。

2 検討委員会の構成

委員会の委員は、「いじめ問題対策専門委員会」のメンバーを中心に、いじめ問題に知見のある法律、心理等の有識者を加え、合計7名の委員で構成する。

なお、PTA関係者、民生委員・児童委員、校長等関係者から意見を聞く必要がある場合、委員会開催時に出席いただき、議論を深めていく。

3 検討委員会における主な論点

委員会では、主に以下の点について議論を行い、条例案を取りまとめる。

- (1) いじめは、絶対に許さないものとし、いじめの事実認定を含む調査も重要であるが、いじめを受けた子どもの心のケアやそれに寄り添った支援、いじめを行った子どもに対する支援及び指導またはその保護者に対する助言、いじめを受けた子どもといじめを行った子どもを含む子どもたちの人間関係の修復等、必要な措置について検討を行う。
- (2) 感情のコントロールができず、衝動的に暴言や暴力を行ってしまった結果、いじめとして認知されることが数多くあることから、人権教育や道徳教育に加え、コミュニケーション能力やソーシャルスキルの育成といった観点からも含め、いじめの予防について検討を行う。
- (3) 学校内における教職員の所作といじめの発生との関係性や組織的な対応や、初動対応の重要性も含め、学校での行動のあり方という観点から検討を行う。
- (4) 子どもたちが安心して教育を受けることができるようにするための環境づくり及び再発防止のための措置について、検討を行う。
- (5) いじめ重大事態調査について、「(仮称) 世田谷区いじめ問題調査委員会」を教育委員

会の附属機関、「世田谷区いじめ問題再調査委員会」を区長部局の附属機関とし、発生した重大事態について公平・公正、また専門的知見を取り込み、迅速に調査等が行えるよう、調査主体のあり方や体制について検討を行う。

4 区民意見募集の考え方

(1) 子どもの意見募集

条例の検討にあたっては、「世田谷区子どもの権利条例」に基づき、当事者である子どもの声を聞くことが重要であるため、区立小中学校に在籍する児童・生徒に対し、教員より条例の中心となる考え方について説明を行った上で意見を提出してもらい、子どもたちより提出された意見をふまえ、条例素案を検討することとする。

(2) 区民周知

条例検討の過程において、区民からの意見を広く聞くため、条例素案の策定時に下記の取組みを実施する。

①パブリックコメントの実施

区のおしらせ等により、パブリックコメントを実施する。

②シンポジウムの開催

いじめ問題を身近なものとして捉え、多様な視点からの理解を深めるため、シンポジウムを開催する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年 2月 文教常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会に、検討委員会における論点について報告

3月 委員会での議論開始

6月 子どもから意見を聞く取組みを実施

9月 文教常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会に条例素案について報告

区民意見提出手続き（パブリックコメント）実施

シンポジウム開催

令和9年 2月 文教常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会に条例案について報告

令和9年 4月 条例施行